

市役所からのお知らせ

令和四年度松浦市 奨学生(後期)募集

問 教育委員会教育総務課
☎内線 348

【資格】

(次の①～③を満たす人)

①本市に住所を有する人およびその子

②高等学校以上の学校に在学中で、学校長(学長)から推薦された人

③経済的に困っている人

【貸与金額(月額)】

○高等学校：1万5千円

○大学・短大・専修学校

：3万円

【願書受付期間】

9月1日(木)

～14日(水)

※他の奨学金、就学一時金との重複貸与はできませんが、日本学生支援機構の給付型奨学金との併給は可能です。

※令和5年度に高校・大学へ入学予定の方の予約募集ではありません。現在在学中の学生のための奨学資金です。

申し込みは問合せ先までご連絡ください。

中学校卒業程度認定 試験受験案内

問 教育委員会学校教育課
☎内線 347

中学校卒業程度認定試験

とは、学校教育法第十八条の規定により、病気などやむを得ない事由によって保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予または免除された子に対して、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験であり、合格した者には高等学校の入学資格が与えられます。

【試験科目】

国語、社会、数学、理科、

外国語(英語)

【願書受付期間】

7月4日(月)

～9月2日(金)

【試験実施期日】

10月20日(木)

【試験場】

長崎県庁

※受験資格、出願方法等については、文部科学省ホームページをご覧ください。

令和5年度コミュニティ助成事業 《宝くじ社会貢献広報事業》

問 政策企画課企画統計係 ☎内線 315



一般財団法人自治総合センターは、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図る活動に助成をすることで、地域社会の発展と住民福祉の向上に寄与しています。

詳細な要件やほかの事業メニューについては、一般財団法人自治総合センターのホームページをご確認ください。

【助成の対象】

自治会・町内会などのコミュニティ組織、自主防災組織など。

【助成する事業】

1. 一般コミュニティ助成事業

対象：コミュニティ活動に必要な設備の整備に関する事業。

助成額：100万円～250万円

例：地区公民館の会議テーブル・椅子などの購入

2. コミュニティセンター助成事業

対象：地域の集会施設の建設または大規模修繕に関する事業。

助成額：事業費の5分の3以内、上限1,500万円まで。

例：地区公民館の建設・大規模修繕

3. 地域防災組織育成助成事業

対象：防災活動に必要な設備や資機材の整備に関する事業。

助成額：事業区分により30万円～200万円

例：消火訓練用放射器具・AEDトレーナーなどの整備

4. 青少年健全育成助成事業

対象：スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動など、主に親子で参加するイベントに関する事業。

助成額：30万円～100万円

例：親子スポーツ大会など

* 上記は令和4年度の制度内容であるため、変更になる場合があります。

※イベント・試験等は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、延期または中止する場合があります

農地パトロールを
実施します

問 農業委員会

☎内線 231・232

農業委員会では、8月から9月にかけて農地パトロールを実施します。実施にあたっては、全ての農地を対象に、次の事項を確認します。

- ① 農地利用の確認
- ② 遊休農地の実態把握
- ③ 違反転用の発生防止・早期発見（農地転用の履行状況の確認）

※無断で農地を農地以外（宅地、駐車場など）にする場合は農地法違反となり、罰金などの厳しい罰則が与えられますので、転用するときは事前に相談してください。

【日程】

⑧	9月7日	(水)	福島地区
⑦	9月6日	(火)	鷹島地区
⑥	8月30日	(火)	志佐地区
⑤	8月29日	(月)	調川地区
④	8月23日	(火)	上志佐地区
③	8月22日	(月)	御厨地区
②	8月18日	(木)	今福地区
①	8月17日	(水)	星鹿地区

新生活を始める人をサポートします

問 政策企画課企画統計係 ☎内線 315

各制度の詳しい内容は、問合せ先までお気軽にお尋ねください。

分野	制度	対象者	内容
結婚	お見合いシステム 登録促進補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の20歳以上の独身者 ・登録期間が1年未満の初回登録者のみ 	お見合いシステム（長崎県婚活サポートセンター運営）の登録料（2年間で1万円※令和4年10月31日まで半額キャンペーン中）に対し、に対し、上限 1/2 を補助
結婚 住まい	結婚新生活支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・市内住宅に居住 ・婚姻日の夫婦の年齢がそれぞれ39歳以下 ・夫婦の合計所得が400万円未満 	対象費用：結婚に伴う住居費、リフォーム費用および引越費用 ①夫婦ともに29歳以下：上限 60 万円 ②①以外の世帯：上限 30 万円
就職	ふるさと就職奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ・45歳未満の者 ・新規学卒者またはUターン者 ・学校卒業または転入から1年以内の就職 	15 万円分の地域振興券 ※要件を満たした日から1年経過後に交付
住まい	新生活奨励金	転入と同時に民間賃貸住宅に入居した者	①45歳未満：最大 30 万円分 ②45歳以上65歳未満：最大 15 万円分 ※5年間に分けて地域振興券を交付
	定住奨励金 (新規転入者) ※建て替えは対象外	新規転入（転入前に3年以上市外に居住）で転入から5年以内に住宅を取得した者	A型：市内建築業者による新築 ①単身： 60 万円 ②単身以外： 100 万円 B型：中古住宅の取得 ①単身： 20 万円 ②単身以外： 30 万円 ※②の場合：子育て世帯加算あり
	定住奨励金 (市内在住者) ※建て替えは対象外	市内在住で本市に住宅を取得した者	A型：市内建築業者による新築 ①単身： 30 万円 ②単身以外： 50 万円 B型：中古住宅の取得 ①単身： 10 万円 ②単身以外： 15 万円 ※②の場合：子育て世帯加算あり